

広島県告示第六百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
有限会社たんぼぼ	広島市南区宇品西一丁目二番三〇号	ひまわり介護サービス	広島市南区宇品西一丁目二番三〇号	平成一七年一月一日	
社会福祉法人浦崎会	福山市瀬戸町長和梶ヶ谷一九四番地の三	ホームヘルプサービス高須	尾道市高須町大新五一八五番地	平成一九年二月二八日	
特定非営利活動法人かすたねとねっと	庄原市高町一三三〇番地一	かすたねと訪問介護事業所	庄原市高町一三三〇番地一	平成一九年三月二日	
株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・安佐南（西）事業所	広島市安佐南区長楽寺一丁目四番一五号	平成一九年三月二日	
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン観音ヶアセンター	広島市西区南観音一丁目九番一六号	平成一九年四月三〇日	
株式会社ニックス	広島市東区尾長東二丁目六一六	ああやっぱりニックス訪問介護事業所	広島市中区八丁堀一―二三	平成一九年四月三〇日	
医療法人社団かなもと医院	尾道市門田町一―四三	ヘルパーステーション長明	尾道市門田町一―四三	平成一九年四月五日	